

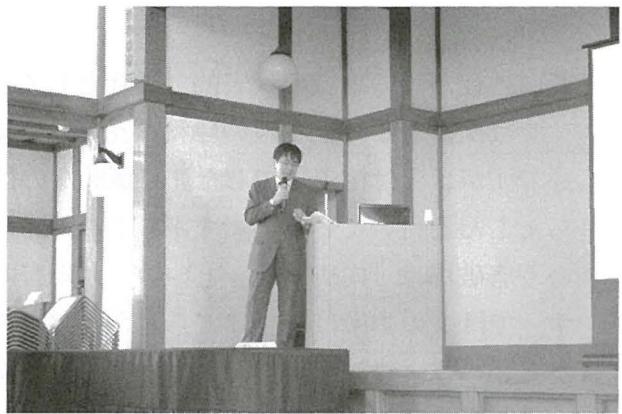
## 講演会「登録有形文化財若山神社本殿

### ～その特徴と建築の経緯を探る～

平成 30 年 10 月 14 日（日）

大阪府教育庁文化財保護課

地村 邦夫 氏



若山神社は、若山と呼ばれる山の中腹にご鎮座されている神社で、この辺り一帯の氏神様です。境内から見渡すと、北河内はもとより中河内や京都府の南部まで広く見渡すことができる、すばらしく景色のいいところです。本殿でお祀りされている神様は素戔鳴尊です。境内には本殿以外にもいくつも社殿があり、全体で若山神社を構成しています。

若山神社は江戸時代末まで「西八王子社」と呼ばれていました。戦国時代や江戸時代の古文書には西八王子社と記されています。また、江戸時代の書物には「広瀬神祠」と書かれているものもあります。「若山神社」と改称したのは明治時代のことでした。こうした神社の歴史を詳しくまとめている書物が『若山神社史』です。若山神社に伝えられた古文書を整理し、神社の歴史を明らかにされた労作であり、水無瀬地域の歴史を解き明かす上でも貴重な書物です。

さて、若山神社の創建と由緒ですが、文武天皇治世の大宝元（701）年に牛頭天王が僧行基に神がかりし、その宣託により牛頭天王を祀ったのが始まりだと伝えられています。牛頭天王は素戔鳴尊と同一視される神で、本来の姿は薬師如来だと言われています。少しややこしいのですが、江戸時代までは「神仏習合」といって神道と仏教は密接に結びついていました。境内の奥にある神輿庫は、元は薬師堂で、仏教と神道が密接であった時代の名残ということができます。

神社に付属し、神社を管理しているお寺を「別当寺」と言います。若山神社の別当寺は、戦国時代末期まで勝幡寺が務めていましたが、江戸時代からは松泉坊に交代しました。元禄 5（1692）年の「西八王子社明細書上ヶ」という古文書には、「昔から松泉坊が若山神社の事を取り仕切ってきた。神主などはおらず、氏子が宮座をつくり、神社の維持に勤めてきた」ということが書かれています。松泉坊については「天台宗正覚寺の末寺である」とあり、さらに京都所司代を歴任した板倉勝重より社領等を安堵されたことや、境内の広さや建物のことも書かれています。その約 100 年後、天明 3（1783）年の「寺社分限御改書上帳面」には、別当の屋敷や土地の広さ、境内は除地（税金が免除された土地）で、京都所司代から保証されたものだということや、松泉坊がいつ開かれたお寺かはよくわからないと書いてあります。このように古文書からは当時の若山神社とそれを支配していた松泉坊について具体的に知ることができます。

また、江戸時代から明治時代にかけて、社殿や境内の様子がわかる史料が残されています。「西八王子社氏地絵図」という貞享 2（1685）年に描かれた絵図を見ると、境内の建物自体は建て替わっていますが、建物の配置は現在もよく踏襲されていることがわかります。先に取り上げた「西八王子社明細書上ヶ」や「若山神社明細帳」などの史料に記された境内の建物の記録ともほぼ一致しています。また、享保 20（1735）年の『摂津志』や、寛政 8～10（1796～1798）年の『摂津名所図会』といった書物にも「広瀬神祠」という名称で若山神社のことが記されています。これはやはり、

若山神社がこの地域の代表的な神社として認識されていたからだと思います。

では次に若山神社本殿の建築を見ていきましょう。本殿は、三間社流造です。屋根は、今は銅板葺ですが、元は檜皮葺でした。特徴的なのは正面中央の唐破風です。普通の唐破風は屋根の手前にちょこんと付いているのですが、こここの唐破風は手前に大きく突き出した堂々たるもので。こういう唐破風は「向唐破風」といい、大阪府内では非常に珍しいものです。彫刻も非常に凝っています。ではこの本殿はいつ建てられたものなのでしょうか。我々が建築年代を判断する際、一番ありがたいのは、建築年代が記された棟札や普請文書が残っていることです。棟札はなくとも外から見えないところに大工が建築した年を書いてくれていることもあります。しかし書かれたものを鶴呑みにすることはできません。建築の時代ごとの特徴を見極め、それを棟札や普請文書に記された建築年代と照らし合わせて確認する必要があります。若山神社本殿には、棟札と旧記の写しがあり、文化4（1807）年4月17日と書かれていました。建物の特徴も江戸時代後期の物ですので矛盾はありません。こうして文化4年に建った貴重な社殿であると認められ、登録有形文化財として登録されたわけです。

最後に、本殿建築の経緯が分かる史料が残っているのでお話したいと思います。江戸時代の建築の手続きは、①大坂町奉行所に建築願を出して、奉行所の担当者が確認。②地域の大工組（大工の組織）によるチェックで、大工組頭の添手形をもらう。③大坂大工組代表者である大工年寄に書類を持っていき、裏書を書いてもらう。④それを再び奉行所に提出し、正式に認可を受ける。という手続きが必要でした。若山神社の再建・改修にあたっては、文化2（1805）年10月13日、松泉坊名義の建築願を大工の佐平が奉行所に提出し許しを得ますが、大坂大工年寄の野里屋久右衛門の所に書類を持っていったところ、大工組頭の添手形がなかったので断られました。そこで、佐平は久右衛門に、「自分はどこの大工組にも属していないので組頭から手形を貰えず、提出することができませんが、久右衛門さんには迷惑を掛けません」という書類を提出し、どうにか認めてもらい、2年後に本殿の再建を果たしました。若山神社の棟札には「大工棟梁 粟辻佐兵衛」と書かれています、字は違いますが、これが再建の手続きをおこなった「佐平」であることは間違いないでしょう。また佐平が17人の大工を従えて本殿の改築作業に関わったということも記されています。建築の申請から完成までの流れが大変よくおわかりいただけると思います。

そしてもうひとつ、神社には「御宮修覆二付、後代心得之覚并定書」という興味深い史料が残されています。実は若山神社本殿の特徴である“向唐破風”は、地元の強い要望で付けられたのですが、本当は作ってはいけないものでした。ではなぜ認められたのでしょうか。この史料には「もともと本殿に唐破風はなかったのだが、元からあったものを修復するということで今回限り奉行所が認めてくれた」と書かれています。また「今後建て替える時にも、修理として願い出ればいい」ともあります。つまり、その事をみんなよく心得て、この立派なお社を今後も守っていきなさい、という引継書なのです。地元のたくましさ、奉行所の柔軟な対応など、とても興味深いものです。

若山神社本殿の建築の素晴らしいだけでなく、当時の建築手続きや、そこに見える人間模様が伺える史料が今も残されているということは、若山神社の歴史的な価値をさらに高めていると思います。今回、若山神社本殿が国の登録有形文化財として認められたことを私自身も大変嬉しく思っておりますし、地元の方もこの素晴らしい社殿を残していく為に、引き続き尽力していただけたらと思います。どうもありがとうございました。